

=====

コンテンツ (No.3)

今回は、著作権改正の動向、最新の判決、地方性法規の状況及び今月はじめに新たに認可された渉外専利事務所について紹介いたします。10月末に開催されたA I P L A 知識産権研究会共催国際シンポジウムの概要については、次回以降に主なスピーカーの発言要旨を掲載する予定です。

また、今回より添付ファイルとして中国の写真を1枚ずつ付けることと致しました。今回は、知識産権局・専利局の局舎です。

1. 中国著作権法の改正動向
2. 中国初のデータベース関係の判決
3. 日系企業の関連する権利侵害紛争の判決
4. 地方の専利関連法規
  - (1) 河北省専利保護条例
  - (2) 安徽省専利保護条例
  - (3) 遼寧省専利保護条例
  - (4) 武漢市商業企業専利商品経営管理暫定規定
  - (5) 専利広告の証明に関する管理規則(山東省、青海省)
  - (6) 内モンゴル自治区「専利を偽る行為の取締まりに関する弁法」
5. 渉外専利事務所が新たに誕生
  - (1) 北京市専利事務所
  - (2) 瀋陽市専利事務所
  - (3) 北京三友専利事務所
  - (4) 中国商標専利事務所
  - (5) 北京銀龍専利代理有限公司

=====

1. 著作権法の改正動向

「北京青年報」(1998年9月24日)によれば、1998年の初め、国家版權局は「著作権法改正案及び改正案報告書」を國務院法制弁公室(旧國務院法制局)に提出し、関係官庁からの意見聴取をおこなっており、すでに著作権法の改正は全人代の法改正スケジュールに載っているとのことであった。

また、国家版權局は今回の改正作業のために、国内はもとより、国外からも著作権法関係の専門家4名を招いて意見を求め、日本からは著作権審議会会長、京都大学名誉教授の北川善太郎氏が招かれた。

その後、11月19日付け「人民日報」によれば、1998年11月18日の國務院の第十回常務會議は、「中華人民共和國著作権法修正案(草案)」を討議の上、原則的に可決し、さらなる検討をおこなうために、全人代常務委員会の審議に付すると決定した。また、國務院常務會議は、著作権法が1991年6月に実施されてから、著作権の保護、創作意欲の高揚あるいは経済、科学技術、文化・芸術の繁栄のために、積極的な役割を果たしたと同時に、この分野の進展に伴って著作権制

度に新しい課題が発生してきたため、真剣に調査・研究し、実務経験をまとめた上で、国際条約を参考にしながら、著作権法に対する修正作業を行う必要があると認識しているとのことである。

(現在、具体的な改正内容は不明です。わかり次第、次号以降でお知らせします。)

## 2. 中国初のデータベース関係の判決

### (1) 事案の内容

国家情報センターが1994年設立した子会社「北京陽光データ公司」(以下「陽光会社」という。)は、15の商品取引所、2の証券取引所と契約を締結した。契約に基づいて、陽光会社は、これらの取引所の提供した情報を編集して、総合的なデータベースを作成し、国家の衛星データ放送システムを経由して、全国各地の顧客にそのデータをリアルタイムに提供するシステム(「SICリアルタイム金融システム」という。)を開発した。全国各地の顧客は陽光会社に対して定期的に費用を支払うこと、及び、顧客はエンドユーザーとして第三者にこれらのデータを提供しないとの契約を結んでいる。

1995年11月に上海覇才データ情報有限公司(以下「覇才会社」という。)のリアルタイム金融システムが陽光会社のリアルタイム金融システムと接続しており、さらにそのデータを第三者に提供していることが発覚した。1996年5月20日に、陽光会社は、北京市第一中级人民法院において「覇才会社」を相手に、権利侵害の訴訟を提起した。一審で敗訴した覇才会社は、北京高級人民法院に上訴した。

### (2) 一審(北京市第一中级人民法院)判決の要旨

中国の「著作権法实施条例」における「編集」の定義は「特定の要求に従って若干の著作物或は著作物の一部を編集して一つの著作物にまとめること」であるが、本案に係わる商品や先物取引の取引価格に関する情報は著作物の要件を備えていないことから、これらの情報を編集したものは「著作物」と称することができない。従って、著作物として著作権法による保護を受けることはできない。

しかしながら、原告と被告とは「SICリアルタイム金融システム」のデータ様式を使用する契約を締結している。この契約によると、被告はこのデータ様式を漏洩、譲渡してはいけないという守秘義務を負っている。被告は契約に違反したのであるから、契約責任を負わなければならない。

また、原告は情報の収集、加工、処理、伝達を行う過程において、各取引所からの情報に対して新しい価値を加えたのである。このような付加価値は、費用だけではなく、むしろ各取引所からの単発的・分散的な情報を統一的に編集して自分のデータ様式によって伝達するところに特徴がある。これは、陽光会社のデータ情報がオリジナルデータ情報より更に高い価値がある重要な要因である。原告の「SICリアルタイム金融システム」のデータ様式は、公衆に知られていないこと、原告に対し経済的な利益をもたらす、実用性があり、しかも原告が秘密保持の措置を講じていることから、営業秘密としての要件を満たしている。従って、原告は「不正競争防止法」による保護を受けるべきであり、被告は侵害の停止と損害賠償をしなければならない。

### (3) 二審(北京市高級人民法院)判決の要旨

「SICリアルタイム金融」情報は、一種の新しい電子情報製品であり、電子情報データベ

ースである。本質的に言えば、特定の金融データの集合である。このようなデータの集合は、著作物としての創作性がないため、著作権法上の著作物ではないから、著作権法の保護を受けない。しかし、陽光会社は特定のデータの編集者としてデータの収集・編集即ち「SICリアルタイム金融システム」の開発・制作のために投資を行い、リスクをも負担している。従って、その正当な利益は、法的に守られなければならない。「霸才会社」の行為は、経営者が市場取引において守るべき信義誠実の原則及び社会で認知されている商道徳に違反したと同時に、陽光会社の適法な利益を侵害しているため、これは同業者間の不正競争に相当する。従って、「霸才会社」は、陽光会社に対して、謝罪と損害賠償をしなければならない。

(「人民法院報」(1998年10月13日))

### (3) コメント

本件判決は、契約責任を追及するだけでなく、主に不正競争防止法に基づいて権利侵害者の不法行為責任を追及することができることを明らかにした点、及び、データベースの価値を認め、中国初の判決という点で注目できる。

ただし、データベースが著作物ではなくて、著作権法上の保護が受けられないという裁判所の判断に対しては中国内でも議論がある。

## 3. 日系企業の関連する権利侵害紛争

「新僑三宝楽」(日系)が「新僑森宝楽」を提訴

### (1) 事案の内容

原告「新僑三宝楽」は、新僑飯店と日本のSAPPORO株式会社との合併により、1985年11月に国家工商行政管理局の認可を受けて設立したパン屋・洋食レストランである。その正式な企業名称は「北京新僑三宝楽」である。その営業範囲は食品の生産及び自社商品の販売である。一方、被告「新僑森宝楽」は1996年3月に北京市朝陽区工商行政管理局の認可を受けて設立され、その正式な名称は「北京新僑森宝楽餅屋」であり、営業範囲はパン・ケーキの生産、加工及び販売である。1996年3月から、被告は、看板及び包装袋に「新僑森宝楽」という名称を貼り付けて、大手スーパーでその加工したパンの販売を開始した。「新僑三宝楽」は、北京市朝陽区人民法院に、「新僑森宝楽」を相手に不正競争による権利侵害の訴訟を起こした。一審で敗訴した被告「新僑森宝楽」は北京市第二中级人民法院に上訴した。

### (2) 一審(北京市朝陽区基層人民法院)判決の要旨

「新僑三宝楽」の商品は、消費者層に一定の知名度があり、また、市場に一定のシェアがある。1995年3月から12月までの期間に、パンの売上高が1175万元に達したので、「周知商品」と見ることができる。被告が「新僑森宝楽」をその商品の名称として使うことは、消費者に「新僑三宝楽」との誤認混同をもたらす易いので、「不正競争防止法」における不正競争の行為である。従って、被告は、侵害を停止するとともに原告に対し損害を賠償しなければならない。

### (3) 二審(北京市第二中级人民法院)判決の要旨

「新僑三宝楽」の食品は、同業者間及び消費者の間に相当程度知られており、マーケットシェアも高いので、周知商品と認定することができる。また、「新僑三宝楽」は、周知商品の特有の

名称として消費者に知られている。一方「北京新僑森宝楽餅屋」が自分の商品に使用した「新僑森宝楽」という名称は、「新僑三宝楽」の商品名称と類似したものであり、消費者の誤認を招きやすいものである。したがって、「北京新僑森宝楽餅屋」の行為は「不正競争防止法」第5条に定める不正競争の行為に該当する。従って、一審の判決を維持するのが妥当である。（「北京日報」1998年9月9日）

#### （４） コメント

中国の「不正競争防止法」第5条によれば、  
「経営者は次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。

他人の登録商標を冒用すること

無断で周知商品に特有の名称、包装若しくは装飾を使用し又は周知商品と類似する名称、包装若しくは装飾を使用して、他人の周知商品との混同をもたらし、もって購入者をして当該周知商品であると誤認させること

無断で他人の企業名称又は氏名を使用し、他人の商品であると誤認させること

商品上に認証標識又は有名優良標識を偽造し又は冒用し、生産地を偽り、商品の品質について誤解させる虚偽の表示をすること」

となっている。本判決では、一審、二審とも日系企業側の主張が認められたものである。

#### ４．地方の専利関連法規

中国で裁判規範となる法規には、大別して、全国人民代表大会(以下「全人代」という。)において審議可決された憲法、基本法(民法通則、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、香港基本法及び国家機関の組織法など)と、全人代常務委員会で審議可決された法律、国務院の制定・公布した行政法規、各省、自治区及び直轄市の人民代表大会の制定した地方性法規がある。

このうち、各地方で制定される法規は、各地方の実情に即して、中央の法規を強調、補足したりするために作成されるものであり、国の制定した法律が優先されるものではあるが、地方の独自色が反映されていたり、実際に現地でビジネスを展開する際には十分考慮しなければならない場合があるので注意を要する。

また、各省、自治区の人代以外の地方政府や地方機関は、裁判規範となる「地方性法規」を制定することはできないが、地方の規則(中文：規章)は制定することができ、これも、実際には大きな影響を持っていることがある。

(なお、中国法の構造については

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/chinalaw/structure.htm> が詳しい。)

ここでは、最近発表された専利保護条例(地方性法規)と地方政府の発表した地方の規則(規章)の幾つかを紹介する。

#### (１) 河北省専利保護条例

「河北省専利保護条例」は、河北省第九回人民代表大会常務委員会第二次会議において可決され、1998年4月2日に即日公布・実施されている。

この条例は、六章四十条からなっており、省内の専利管理、専利紛争とその処理、偽の専利表示取り締まり、権利侵害の場合の法的責任等について規定している。

#### (2) 安徽省専利保護条例

「安徽省専利保護条例」は、安徽省第九回人民代表大会常務委員会第四次会議において可決され、1998年8月1日から実施されている。

この条例は、六章三十六ヶ条からなっており、専利権の行使、専利出願権と科学研究や経済活動中の専利業務、専利紛争の管轄機構、紛争処理を求める要件、事件受理の期限、処理の権限、臨時保護措置、検査・処理に関する権限の区分、処理の期限、専利権の侵害や盗用により国有資産・集団所有の資産に損害を与えた場合の責任、専利の虚偽広告の制作・発行、法による専利行政に対して協力拒否や阻止があった場合の責任などが規定されている。(「中国専利報」1998年8月17日)

#### (3) 遼寧省専利保護条例

「遼寧省専利保護条例」は1998年9月25日に遼寧省第九回人民代表大会常務委員会第五次会議において可決され、1999年1月1日から実施される予定である。

この「条例」は七章三十九ヶ条からなっており、専利出願権と専利権の行使、専利の広告宣伝、対外貿易における専利業務、専利資産の評価、専利技術契約の登記、専利事件の管轄と紛争の処理、偽専利や専利盗用に対する検査・処罰、関係法令とこの条例に違反する場合の法律責任等について規定している。(「中国専利報」1998年10月26日)

これらのほか、最近では山東省でも、1998年10月1日から「山東省専利保護条例」を実施することとなっており、この「条例」の実施を宣伝するために、1998年9月29日に、山東省人民代表大会教育科学文化衛生委員会、山東省科学委員会は、済南市で座談会を開き、山東省人代副主任、山東省副知事、山東省高等裁判所その他の関係官庁の責任者がこの座談会に参加した(「中国専利報」1998年10月21日)等の活動を行っている。このような地方性法規の立法活動は各地で進んでおり、現在約半数近くの省、自治区、直轄市で類似の立法がなされている模様である。また、今後も各地でさらにこの動きは続くと考えられる。なお、現在、専利法の改正検討項目の一つとして地方専利管理局の権限強化が挙がっており、専利法改正後はさらに地方の現場における専利管理が強化されるものと予想される。

これらの地方性法規とは別に以下のような地方規章も制定されている。

#### (4) 武漢市商業企業専利商品経営管理暫定規定(湖北省)

社会主義市場経済の秩序を維持し、専利権者及びその利害関係者、商品営業者及び消費者の権利を保護し、商業企業の専利に関わる経営行為を規定することを目的として、武漢市商業管理委員会と武漢市専利管理局は、武漢市の各区、各県の商業委員会、専利管理弁公室(科学委員会)及び大型商業グループに対して、「武漢市商業企業専利商品経営管理暫定規定」を連名で公布した。

武漢市専利管理局は、1996年末から流通段階における専利製品の管理を開始し、全市の商品流通分野及び技術市場について調査した結果、専利と称している広告の25%に虚偽表示がある

ことを発見し、「武漢市商業企業専利商品経営管理暫定規定」を公布するに至ったとのことである。

この規定は五章十九ヶ条からなっており、総則である第一章は、商業企業が専利商品を経営・管理する基本的な任務、この規定に従って行うべき経営行為の範囲、専利商品を違法に経営・販売する行為の類型、商業企業の専利商品の経営行為を指導・規制する主体等を定めている。第二章～第五章は、「職能部門と職責」、「専利管理制度」、「奨励と処罰」および「付則」から構成されている。（「中国専利報」1998年9月28日）

#### （５）専利広告の証明に関する管理規則（山東省、青海省）

国家工商行政管理局は、1998年2月27日に「専利広告の証明に関する管理強化についての通知」を公布した。この内容は、広告を出す者は、中国専利局または各地の専利管理機構からの「専利権有効証明書」を取得しなければ、広告の制作・宣伝等を行ってはならないというものである。この通知を踏まえて、山東省、青海省等の地方専利管理機構は、専利広告（広告に専利の表示を入れたもの）の管理を山東省、青海省及び武漢市で開始し、以下のような規則を制定したものである。

例えば、山東省専利管理局、山東省工商行政管理局は、「専利広告の証明に関する山東省の管理規則」を共同して公布した。この規則によると、専利広告をする前に、省専利管理局または青島市専利管理局から専利権の証明書を取得しなければならないこととなっている。

また、青海省専利管理局、青海省工商行政管理局も「専利広告の証明の管理を強化することに関する青海省の暫定規則」を共同して公布した。この規則によれば、広告の制作を依頼する者は、広告業者等に対し制作や宣伝を依頼する際、専利証明機構の発行した専利権有効証明書を提出しなければならないし、広告業者や広告発布業者は、「専利広告証明」のない専利広告については、その制作や宣伝をしてはいけないこととなっている。

#### （６）内モンゴル自治区「専利を偽る行為の取締りに関する弁法」

11月16日の「中国専利報」によれば、最近、内モンゴル自治区人民政府は、「専利を偽る行為の取締りに関する弁法」を採択した。これまで内モンゴル自治区には専利関係の地方性法規、規章がなく、この弁法は内モンゴル自治区での専利行政に関する初めての規定となる。今回の弁法は自治区の人代の決定ではないため、地方性法規ではなく、裁判規範とはならない。本来、この種の規定は、地方性法規として制定されるのが普通とも考えられるが、この背景としては、自治区政府がこれまで真空地帯となっていた知的財産権保護分野の規則制定を急いだためと予想される。しかし、今後、この弁法が成立したことにより、専利管理機関が取締りの際に実務上の有力な基盤になると考えられる。

#### ５．渉外専利事務所が新たに誕生

これまで外国からの専利出願や、外国への専利出願を取り扱うことのできる事務所は、中国国際貿易促進委員会専利商標事務所、中国専利代理（香港）有限公司、上海専利商標事務所、永新専利商標代理有限公司、北京柳沈知識産権律師事務所、中原信達知識産権代理有限公司、中科専利代理有限責任公司、隆天国際専利商標事務所、上海華東国際専利事務所の9事務所のみであっ

たが、今回、国家知識産権局公告第64号(1998.12.4)により、中国の渉外専利事務所として次の5事務所が新たに認定された。

(1) 北京三友専利代理有限責任公司

住所: 北京市北三環中路40号

Tel: +86-10-6204-1212、+86-10-6204-1515 及び +86-10-6236-0215

Fax: +86-10-6204-1313

郵便番号: 100088

国際部住所: 北京市金融街27号投資広場B座1704

Tel: +86-10-6621-1624

Fax: +86-10-6621-1631 及び +86-10-6621-1632

HP: <http://www.san-you.com>

E-mail: [ykl@public.east.cn.net](mailto:ykl@public.east.cn.net) [syp@san-you.com](mailto:syp@san-you.com)

(2) 北京市専利事務所

住所:

国内部: 北京市西直門南大街16号 郵便番号: 100035

Tel: +86-10-6616-0967, Fax: +86-10-6616-0610

国外部: 北京市学院南路12号商務中心 郵便番号: 100088

Tel: +86-10-6220-0849, Fax: +86-10-6220-0848

E-mail: [BPA@ihw.com.cn](mailto:BPA@ihw.com.cn)

(3) 中国商標専利事務所

住所: 北京市西城区月壇南街14号月新大厦 郵便番号: 100045

Tel: +86-10-6852-8686 及び +86-10-6836-9685

Fax: +86-10-6857-5836

HP: <http://www.cntrademark.com>

E-mail: [cts@cntrademark.com](mailto:cts@cntrademark.com)

(4) 沈陽市専利事務所

住所: 遼寧省瀋陽市瀋河区中街路14号 郵便番号: 110011

Tel: +86-24-2484-9188 及び +86-24-024-2484-6774

Fax: +86-24-2484-6774

(5) 北京市銀龍専利代理有限公司

住所: 北京市朝陽区馬甸裕民路12号E1元辰金(YUANCHENXIN)大厦522号

郵便番号: 100029

Tel: +86-10-6202-1749, Fax: +86-10-6205-0307

China IP News Letter =====

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,[seki@public.east.cn.net](mailto:seki@public.east.cn.net)

韓 艶梅,[kip@public.east.cn.net](mailto:pkip@public.east.cn.net) までご連絡ください。

Copyright 1998 Kazuo Seki, all rights reserved

=====

皆様、どうか良いお年をお迎えください。来年もよろしくお願ひ致します。

(関、韓)